

国民健康保険からのお知らせ

特定健診を実施します



平成20年4月から、これまで町で実施していた基本健診にかえて40歳から74歳の方を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）対策を取り入れた「特定健診・特定保健指導」の実施が保険者に義務付けられました。従来の基本健診では、病気の早期発見・治療が目的でしたが、特定健診では、メタボリックシンドロームを予防・改善して健康を維持・増進していくことが主な目的です。

町の国民健康保険に加入している対象者の皆様へ、5月中旬に「特定健診受診券」を送付する予定です。指定の医療機関で受診券と被保険者証等を提示し、一部負担金を支払って受診することになります。

す。指定医療機関、一部負担金等受診方法のお知らせは、受診券を送付する際に同封する予定です。（社会保険、共済保険等他の健康保険の加入者、75歳以上の後期高齢者医療制度の加入者は、各保険者から同様に受診券が送付されます。）

退職者医療制度が変わります



退職者医療制度の対象年齢が65歳未満に引き下げられます。

現在、退職者医療制度が適用されている65歳以上（昭和18年4月1日以前生まれの方）の退職者本人と被扶養者および65歳以上の退職者本人の被扶養者は、平成20年4月から一般の被保険者になります。一般の被保険者証は、3月末

までに送付します。（手続きの必要はありません。4月以降、65歳になる方は順次変更します。）

前期高齢者（70歳〜74歳）の窓口負担の見直しについて



昨年の制度改正で、平成20年4月から前期高齢者の窓口負担が、1割から2割に変更されることになりましたが、凍結措置により実施が1年間延期されました。（すでに3割負担をいただいている方、後期高齢者医療の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。）1割負担の皆様には、3月末まで有効の受給者証を交付していますが、4月1日から有効の受給者証は、3月末までに送付します。

国民健康保険税を滞納したら
保険証は？



特別な事情もなく、納税相談にも応じないで国保税を滞納している世帯には、通常の保険証ではなく、「6か月証」「3か月証」といった有効期限の短い被保険者証を交付します。

さらに、滞納が1年以上続いた世帯には、保険証のかわりに「資格証明書」を交付します。これは、国民健康保険加入者であることを証明するもので、受診の際は被保険者証と同様に医療機関へ提示しますが、この場合、医療費は一旦全額負担しなければなりません。後で申請すると、保険者負担額（医療費の7割）が払い戻しされます。（払い戻しの際に納税相談を行います。）

申請の受付は、医療保険課または各総合支所で行っています。領収書、印鑑、世帯主の口座番号（ゆうちょ銀行不可）が分かるものを持参し、手続きをしてください。

■問い合わせ／医療保険課
☎77-5502